

徳島県告示第七百六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年十二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
地方独立行政法人 徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三 二番	地方独立行政法人徳 島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三 二番	介護予防訪問 看護	令和三年十月 十一日	令和三年十一 月八日
マスコット株式会 社	徳島市上八万町下中筋七二 番地五	マスコット株式会社	徳島市上八万町下中筋七二 番地五	介護予防福 祉用具貸与	同 四日	同 四日
				特定介護予 防福祉用具 販売	同	同